

# 「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

## 第29回本部員会議

日時：令和3年11月25日(木) 15:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

<次第>

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

【資料1】 現在の発生状況について

【資料2】 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

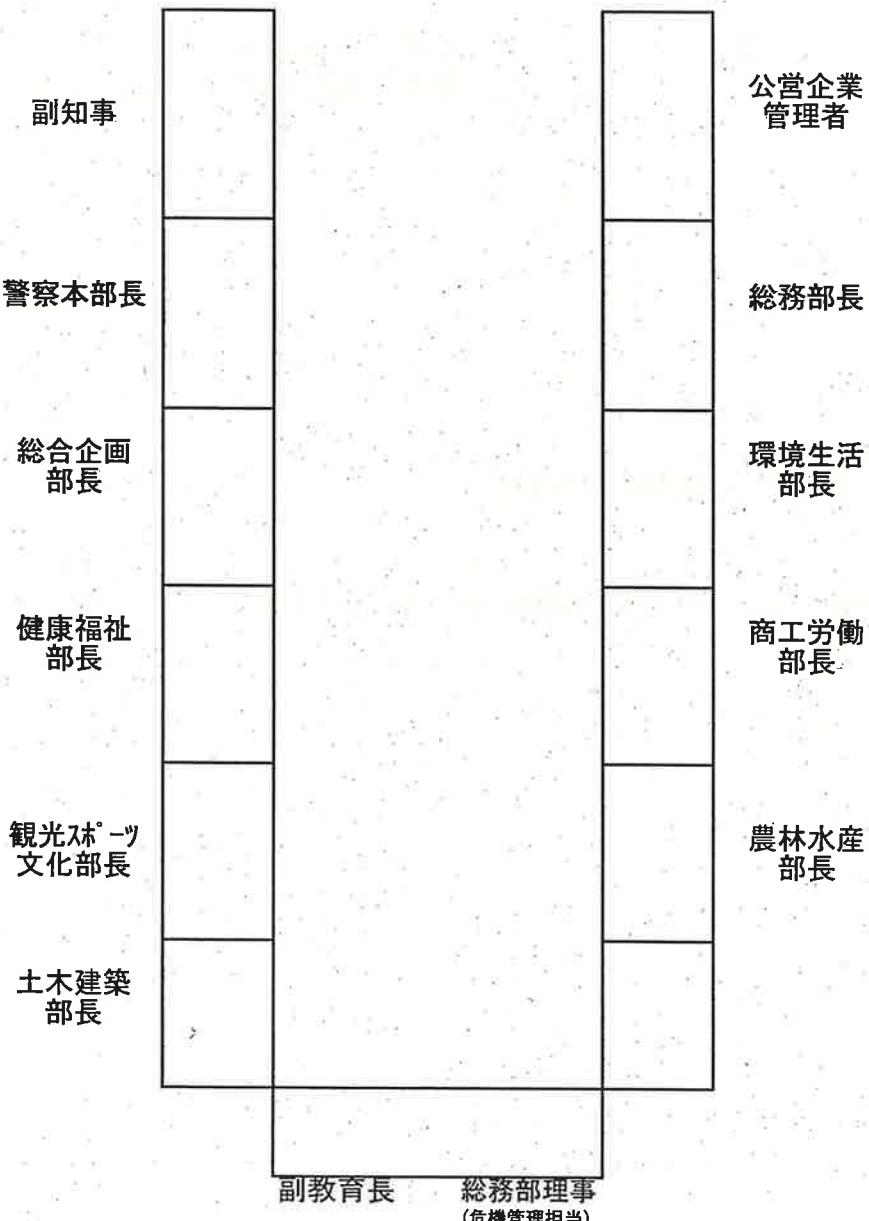
【資料3】 イベントの開催制限等（概要）～R3.11.25以降の取扱い～

【資料4】 県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第29回本部員会議 配席図

日時：令和3年11月25日(木)15:00～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

## 知事



健康増進 課長	厚政 課長	健福 部次長	健福 理事	総務 部次長	防災危機 管理課長
------------	----------	-----------	----------	-----------	--------------

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第29回本部員会議

日時：令和3年11月25日(木)15:00～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

## 1 本部長 知事

## 2 副本部長 副知事

## 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	副教育長
警察本部	警察本部長

## 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和3年11月25日  
山口県新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
(危機管理チーム)

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国的にワクチン接種が進んだこともあり、散発的な感染はあるものの、感染者が大幅に少なくなっており、本県においても、全国と同様に感染状況が落ち着いている。

本県においては、ワクチン接種の有無に関わらず、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の遵守を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と経済社会活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

### 1 都道府県に求められる措置等の概要

「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（令和3年11月12日政府対策本部決定）」や「新たなレベル分類の考え方（令和3年11月8日コロナ対策分科会提言）」、ワクチン接種の進捗等を踏まえ、国の基本的対処方針が変更された。

#### 【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

○ 感染拡大の傾向がみられる場合には、特措法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮や、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請を行うこと。

要請に当たっては、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めること。また、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

○ 「三つの密」のある施設等については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

- イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
  - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。
- 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、人数制限の強化等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底すること。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう促すものとし、この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とすること。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。
- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図ること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、地域の実情に応じて、特措法第24条第9項に基づく措置等を講じること。

## 2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

### (1) 県民への協力要請

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策に協力するよう要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

### (2) 事業者・関係団体への協力要請

- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と経済社会活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

### (3) 学校等の対応

#### ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

#### イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

#### ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

### (4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

	<u>感染防止安全計画策定</u> <u>(参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用)</u>	<u>その他</u> <u>(安全計画を策定しないイベント)</u>
<u>人数上限</u>	<u>収容定員まで</u>	<u>5,000 人又は収容定員 50%の いずれか大きい方</u>
<u>収容率</u>	<u>100%</u>	<u>大声なし：100%</u> <u>大声あり：50%</u>

※安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

(5) 医療提供体制のひっ迫状況や感染状況の継続的な監視等

- 県内の医療提供体制のひっ迫状況や感染状況を把握するため、国の分科会が示した指標及び、県が独自設定した指標により、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、感染状況のレベル(0～4の5段階)を総合的に判断。

<感染状況のレベル（国分科会）>

<u>レベル0</u>	新規感染者数ゼロを維持できている状況
<u>レベル1</u>	一般医療とコロナ医療の両立ができている状況
<u>レベル2</u>	医療の負荷が生じはじめている状況
<u>レベル3</u>	一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況
<u>レベル4</u>	一般医療を大きく制限しても対応できない状況

<モニタリング指標>

	指 標	レベル2	レベル3	レベル4
医療提供体制	①確保病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	②重症病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	③3週間後に必要とされる 病床数（推計値）	—	確保病床数 以上	—
	④療養者数	320人以上	800人以上	1400人以上
感染状況	⑤直近1週間の新規感染者数	204人以上	340人以上	—
	⑥直近1週間のPCR検査等 陽性率	5%以上	10%以上	—
	⑦直近1週間の感染経路不明 な者の割合	50%以上	50%以上	—

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

### 3 感染拡大に備えた対応

#### (1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

#### (2) 医療提供体制の拡充

- 全ての患者が症状に応じ、病院での入院や宿泊療養施設での療養ができるよう、受入体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。
- 子育て等の理由により、やむを得ず自宅療養となる方に対する健康管理や生活支援の体制の確保。

#### (3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

#### (4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対

策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないよう、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) ワクチン・検査パッケージ制度の導入

- 将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージ制度を導入。

## イベントの開催制限等（概要）～R3.11.25以降の取扱い～

### 1 適用開始

11月25日（木）

### 2 必要な感染防止策の対応状況の確認（県への事前確認）等

区分		主催者等の対応
1	参加人数5,000人超かつ 収容率50%超のイベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止安全計画の策定</li> <li>・<u>県への事前確認（開催2週間前まで）</u></li> <li>・結果報告書の県への提出（終了後1か月以内）</li> </ul>
2	上記以外のイベント  <u>県への確認不要</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリストの作成</li> <li>・主催者のHP等での公表、保管（1年間）</li> <li>・結果報告書の作成・保管（1年間）</li> </ul>

※感染防止安全計画策定の適用は、12月9日（木）以降に開催されるイベントが対象

※1,000人超のイベントが対象の県への事前相談は廃止（収容率上限100%適用も同様）

※区分2のチェックリストの公表等は、規模に関わらず、全てのイベントが対象

※区分1・2とも、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、結果報告書を直ちに県及び関係府省庁に提出

### 3 新たな制限の内容

- ・5,000人超かつ収容率50%超のイベントは、安全計画策定により、人数上限等が緩和
- ・緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域は、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限\*を「収容定員まで」緩和
- ・その他区域は、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による緩和はなし

		安全計画策定	その他
緊急事態 措置区域	人数上限	10,000人*	5,000人
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%
まん延防 止等重点 措置地域	人数上限	20,000人*	5,000人
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%
その他区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%

※ 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

## (留意事項等)

### <「大声あり」の該当>

「大声」とは、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント

(例) 観客間の大声・長時間の会話、スポーツイベントでの反復・継続的な応援歌の合唱

※従前の「大声での歓声・声援等が想定されるものの例」等による区分は廃止

### <飲食を伴うイベントの対応>

飲食を伴うイベントは、飲食専用エリア以外（観客席等）において自粛を求める。

ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

### <収容定員の設定がない会場（屋外イベント含む）での制限緩和の扱い>

・大声なし、人と人が触れあわない程度の間隔を確保して実施する場合

⇒ 人数上限や収容率の緩和の対象（安全計画策定）

・十分な人ととの間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保して実施する場合

⇒ 人数上限や収容率の緩和の対象外（安全計画策定不要）

## (参考)

### <「その他区域」で、人数上限等の緩和が適用（安全計画策定）される例>

収容定員12,000人の会場（大声なし）での人数上限等の扱い

通常：6,000人まで（収容定員50%） 緩和適用：12,000人まで

## 4 安全計画の記載項目

### (1) 次の7項目の具体的な感染防止策

項目	内容
① 飛沫の抑制の徹底	適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等
② 手洗、手指・施設消毒の徹底	こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等
③ 換気の徹底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底
④ 来場者間の密集回避	入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施等
⑤ 飲食の制限	飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底等
⑥ 出演者等の感染防止策	有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底等
⑦ 参加者の把握・管理等	チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起等

### (2) ワクチン・検査パッケージ制度を適用する場合の実施方法（人数上限緩和希望の場合）

① 検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）

② 「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

## 県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、全国的にワクチン接種が進んだこともあり、散発的な感染はあるものの、感染者が大幅に少なくなっています。

本県においては、全ての市町で希望者への2回目のワクチン接種が概ね終了しており、全国と同様に感染状況は落ち着いています。

こうした状況から、国の基本的対処方針を踏まえ、県外移動や会食、イベント収容人数などの行動制限について緩和をしましたが、ワクチン接種が進んだ欧州などにおいて感染が再拡大している例もあることから、感染の再拡大に備え、医療提供体制の強化・充実を図るとともに、引き続き、基本的な感染防止対策を継続していく必要があります。

県民・事業者の皆様には、感染の再拡大による医療提供体制のひっ迫を避けるため、以下の取組に、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

### ＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ ワクチン接種の有無に関わらず、引き続き、「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」など、基本的な感染防予防対策の徹底をお願いします。
- ◎ 外出にあたっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

### ＜企業活動等における注意＞

- ◎ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、在宅勤務（テレワーク）やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。
- ◎ イベントの実施にあたっては、県の示す規模要件に基づき開催し、参加人数が5千人超かつ収容定員が50%超となる場合は、安全計画を策定して県の確認を受けてください。
- ◎ 安全計画を策定しないイベントについては、県の示すイベント開催時に必要となる感染防止対策への対応状況をホームページ等で公開するようお願いします。

### <ワクチン接種の検討>

- ◎ ワクチン接種は発病と重症化を予防しますので、ワクチンの効果と副反応等のリスクを理解し、接種をご検討ください。
- ◎ ワクチン接種後も、基本的な感染予防対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。

### <感染された方等への差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ ワクチンを接種していない方及び接種できない方に対しても同様に、誹謗中傷や差別等を絶対にしないようお願いします。
- ◎ 公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年11月25日

山口県知事 村岡嗣政



# 現在の発生状況について

令和3年11月25日

## 全世界及び日本国内の発生状況

○全世界 (11/24 15:00時点) 【日本を除く】

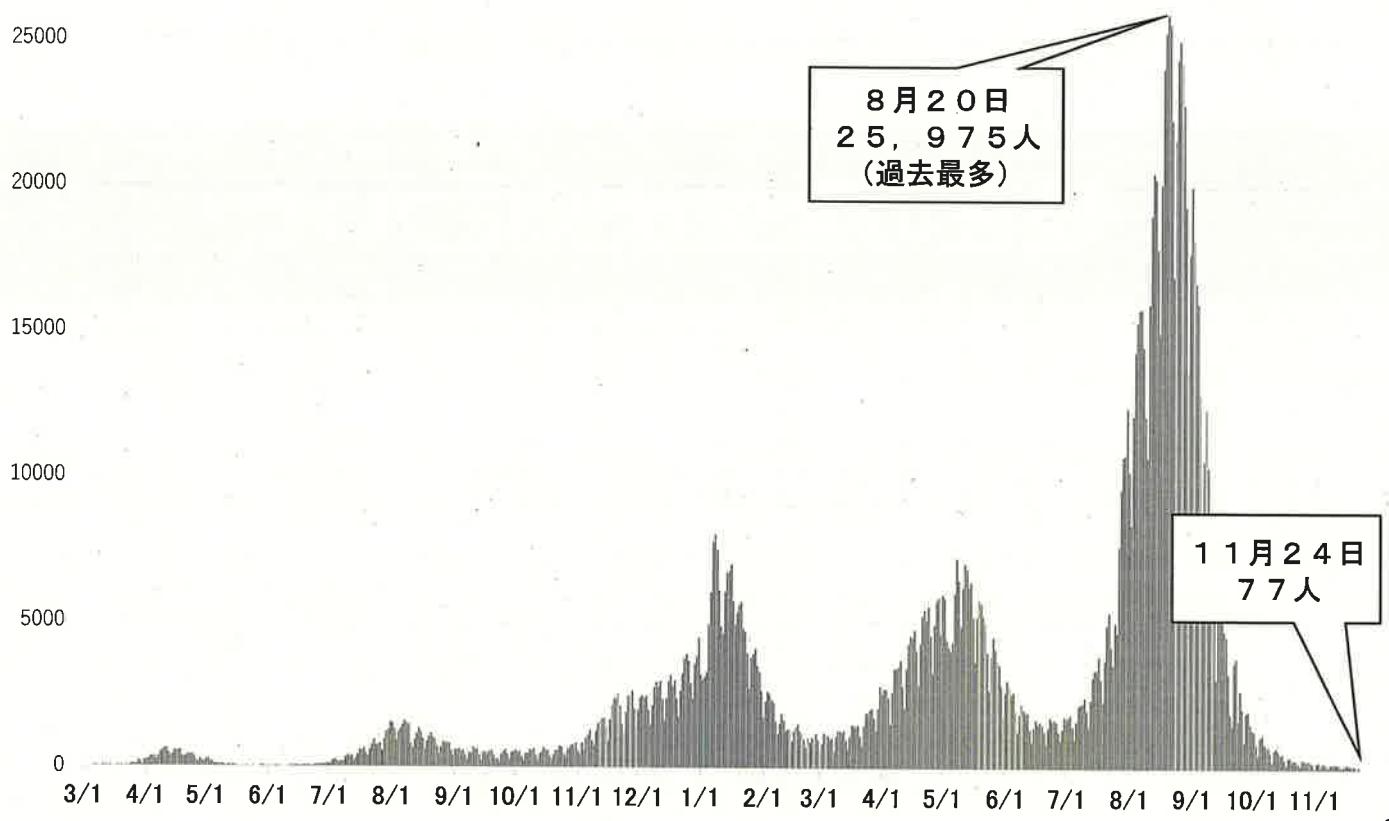
※厚生労働省公表数値

感染者数	死者数	※感染者の多い国 米国(47,980,780)、インド(34,534,116)、 ブラジル(22,030,182)、英国(9,985,879)
257,065,677	5,147,755	

○日本国内 (11/24 0:00現在)

	P C R 実 施 人 数 検 査	陽 性 者 数	入 院 要 す る 者 を 治 療 を	(重 症 者 (内 数))	の 療 養 数	退 院 又 は 解 除 者	死 亡 者 数	確 認 中
①国内発生 (③除く)	26,367,220	1,722,034	1,257 (58)		1,702,658	18,343	670	
②空港検疫	1,211,259	4,575	58 (0)		4,509	8	0	
③チャーター機	829	15	0 (0)		15	0	0	
計	27,579,308	1,726,624	1,315 (58)		1,707,182	18,351	670	

# 全国の新規感染者の推移



## 本県の感染状況

### ○感染者数

5,788人（うち死亡93人）

### ○療養者数

療養者数	入院者数				宿泊 療養者数等
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
3人	0人	1人	0人	1人	2人

### ○市町別感染者数

下関市	1,384	宇部市	713	山口市	690
萩市	54	防府市	548	下松市	182
岩国市	659	光市	99	長門市	56
柳井市	142	美祢市	41	周南市	635
山陽小野田市	271	周防大島町	14	和木町	41
上関町	8	田布施町	50	平生町	27
阿武町	0	県外	174		

### ○PCR等検査 (R2.2.15~R3.11.21)

累計 204,869件 (11/15~11/21実績 2,192件)

モニタリング指標		現状値 (11/25)	レベル2～4の基準値		
			レベル2	レベル3	レベル4
医療提供体制	① 確保病床使用率	0.2% (1床)	20%以上 (110～274床)	50%以上 (275床以上)	100%超
	② 重症病床使用率	0% (0床)	20%以上 (10～23床)	50%以上 (24床以上)	100%超
	③ 3週間後に必要と予測される病床数(推計値)	0床	—	確保病床数以上	—
	④ 療養者数	3人	320人以上	800人以上	1400人以上
感染状況	⑤ 直近1週間の新規感染者数	1人	204人以上	340人以上	—
	⑥ 直近1週間のPCR検査等陽性率(11/15～21)	0.1%	5%以上	10%以上	—
	⑦ 直近1週間の感染経路不明な者の割合(11/13～19)	0%	50%以上	50%以上	—

- ・全ての指標で「レベル2」未満であり、直近1週間の新規感染者数はわずか1人  
 ・さらに、孤発感染者の発生もなく、専門家の意見等も踏まえ、「レベル0」と判断

<参考>

レベル0…新規感染者数ゼロを維持できている状況

レベル1…一般医療とコロナ医療の両立ができる状況

レベル2…医療の負荷が生じはじめている状況

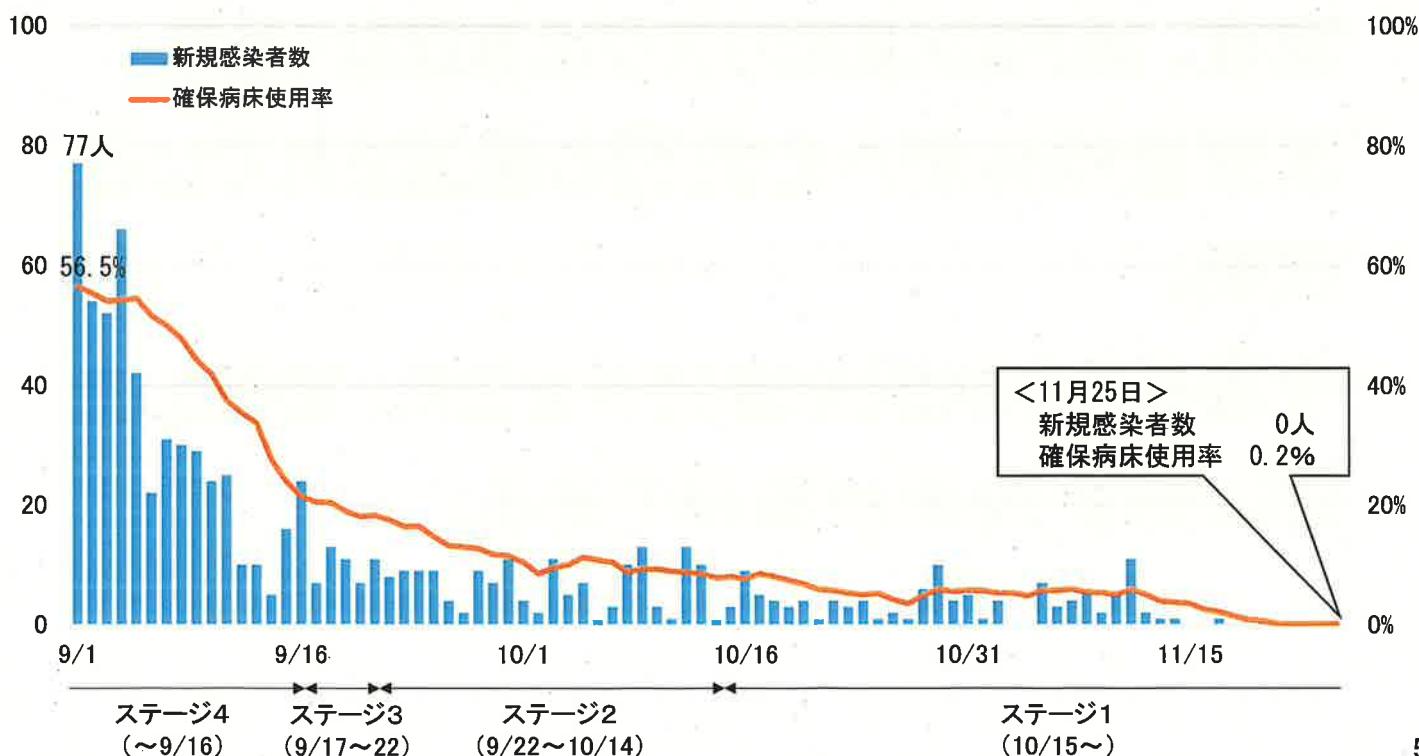
レベル3…一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況

レベル4…一般医療を大きく制限しても対応できない状況

4

## 新規感染者数と確保病床使用率の推移

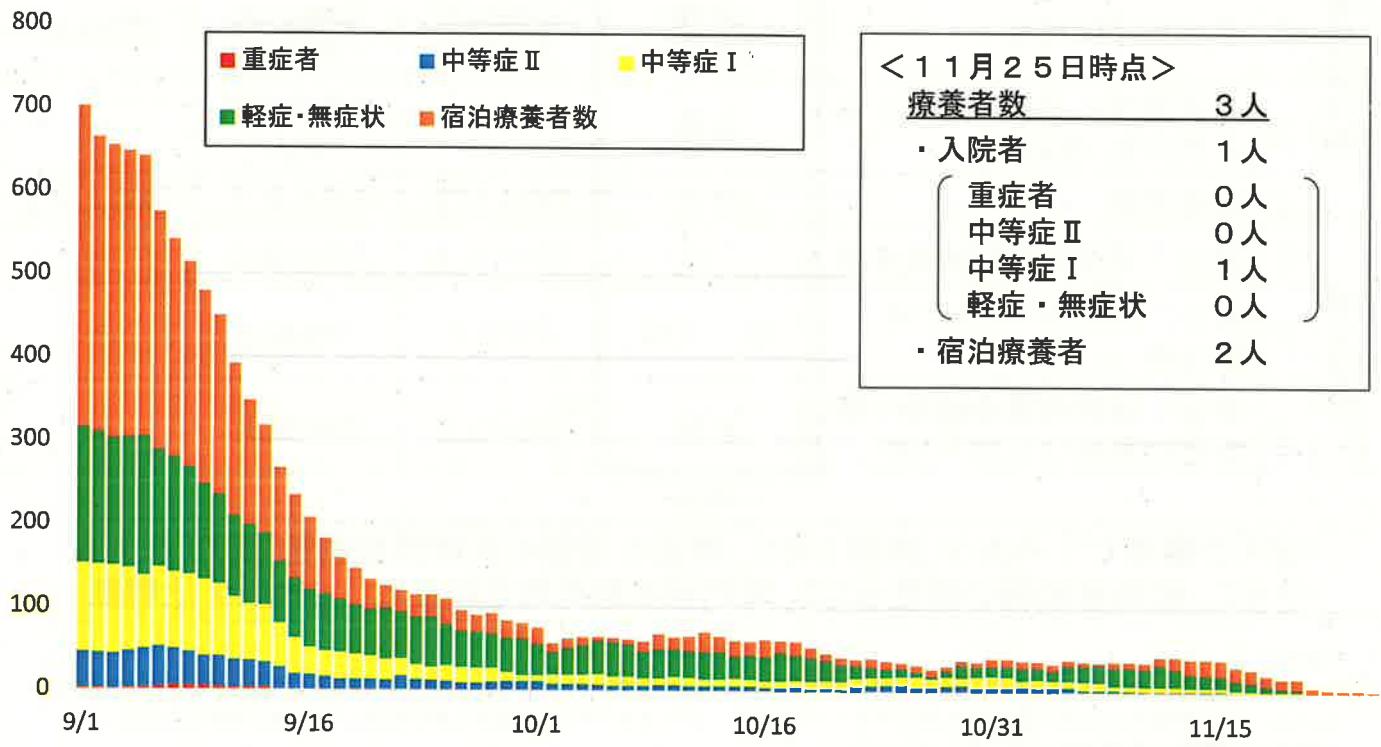
新規感染者数、確保病床使用率ともに低い水準で推移。



5

# 療養者数の推移

療養者数は1桁台まで減少。  
重症者数は9月21日以降、ゼロを維持。



6

## まとめ

現在、県内の感染リスクはほぼなくなり、医療提供体制への負荷も軽減されている状況。

今後もこの状況を維持するため、継続した感染防止対策が重要である。

7